内 閣 府

 $\bigcirc$ 総 務 省 令 第

号

文 部 科 学 省

医 療 保 険 制 度  $\mathcal{O}$ 適 正 か 0 効 率 的 な 運 営 を 図 る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 健 康 保 険 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 元

年 号) 法 律 第 第 五 九 号) + 七 条  $\mathcal{O}$ 第 部 項  $\mathcal{O}$ 施  $\overline{\phantom{a}}$ 同 行 法 に 第 伴 五. 1 + 九 並 条 び 第 に 七 地 方 項 に 公 務 お 員 1 等 7 潍 共 済 用 す 組 る 合 場 法 合 を 昭 含 和 三 む + 七 ` 年 第 法 律 五. + 第 七 百 条 五 +  $\mathcal{O}$ 

三 第 項 第 五. 十 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 第 五. + 七 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 第 五. + 八 条  $\mathcal{O}$ 第 項 同 法 第 五. +九

条  $\mathcal{O}$ 第三 項 に お 1 7 潍 用 す る \_\_ 場 合 を 含 む 第 百 兀 + 兀 条  $\mathcal{O}$ + 几  $\mathcal{O}$ 第 項 及 CK 第 項 並 U

に 第 百 兀 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 命 令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ

う に 定 8 る

令 和 年 九 月二 + 五. 日

内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉

総 務 大 臣 武  $\mathbb{H}$ 良 太

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光

地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 改 正 す る 命 令

総 理 府

地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 規 程 昭 和  $\equiv$ + 七 年 文 部 省 令 第 <del>---</del> 号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う É 改 正 する。

## 自治省

改 ľ だ ŧ ŧ を  $\Diamond$ 改 部  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ TE. 次 を を 後 正 改 分  $\mathcal{O}$ 掲 掲 欄 後 を 表 を TE. 欄 げ げ 付 に 12 前 7 7 掲 に れ ょ 欄 り、 げ 掲 た に 1 1 及 な な げ 順 る 規 てバ る 1 1 対 定 改 次 改 ŧ ŧ 象 ŧ 対 正 正 以 規  $\mathcal{O}$ 応  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 前 後 定 下 は  $\mathcal{O}$ す は 欄 欄 と に ょ る に ک う L 対 改 掲 対 れ 7 に 象 げ れ 正 応 を 改 移 規 後 る を L 加 定 欄 規 削 動 8 7 り、 え 定 L に 撂 る。 لح そ 掲  $\mathcal{O}$ げ 改 改 げ 傍 1  $\mathcal{O}$ る う。 正 標 正 る 線 そ 後 規 前 記 〒  $\mathcal{O}$ 欄 欄 部 定 標 12 に 分 は  $\mathcal{O}$ 線 記 掲 掲 傍 を が 部 含 そ 線 げ げ 異 分 な る る  $\mathcal{O}$ を む に \_ 0 る 標 付 対 対 象 ŧ 記 以 象 重 又 規 規 部 下  $\mathcal{O}$ 傍 定 定 は 分 は 同 線 で が ľ 改 破 で 改 改 線 正 同 正 正 前 \_\_\_ で 重 前 开 を 後 欄  $\mathcal{O}$ 下 欄 欄 12 t W 付 線 だ 12 に 掲 L  $\mathcal{O}$ を ک ک げ は 部 又 含 当 れ n る 分 は に 該 む 破 対 12  $\mathcal{O}$ 0 対 象 対 ょ 線 対 応 応 象 以 う 規 で す す 規 下 12 井 定 る る 定  $\lambda$ を 同 改

第十三条 各経理単位の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることがで|第十三条 [同上] 目次 第十二条 第二条 この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、 条、第二十一条、第二十七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しく 回ることができない。 公共団体に貸し付ける場合の利率は、次の各号に掲げる経理に応じ、当該各号に定める利率を下 託金管理経理及び退職等年金預託金管理経理。第十三条第一項において同じ。)の余裕金を地方 年金給付、福祉事業、船員組合員、継続長期組合員、 くは予算、市町村連合会、組合員、受給権者、短期給付、長期給付、 定する職員、被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若し は第五十四条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百十二条第一項、第百三十五 は、それぞれ法第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項各号列記以外の部分、第十七 金給付」、 末手当等」、「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、 支払基金若しくは国民健康保険団体連合会をいう。 続組合員、組合員等記号・番号等若しくは組合員等記号・番号、主務大臣又は社会保険診療報酬 十四条の二十四の二第一項、第百四十四条の二十九第一項又は第百四十四条の三十三第一項に規 合会役職員」、 「組合員」、「受給権者」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年 [第一章~第三章 [第四章の二~第六章 (経理単位の余裕金) 厚生年金保険経理及び退職等年金経理(指定都市職員共済組合等にあつては、厚生年金保険預 (資金の運用 第二節 短期給付 (第百四条—第百十九条の六) 厚生年金保険経理 第百四十条第二項、第百四十一条第一項若しくは第二項、第百四十四条の二第二項、第百四 第三節 [第一節 略] 略 「主務大臣」又は「社会保険診療報酬支払基金」若しくは「国民健康保険団体連合会」と 給付 略 「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連 略 「任意継続組合員」 略 略 年四・〇パーセント 「組合員等記号・番号等」若しくは「組合員等記号・番 改 正 後 組合役職員若しくは連合会役職員、 厚生年金保険給付、 任意継 退職等 |第二条||この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、「期 2 目次 第十二条 祉事業、船員組合員、 町村連合会、組合員、 被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若しくは予算、 項若しくは第二項、第百四十四条の二第二項又は第百四十四条の二十九第一項に規定する職員! 第一項、第七十六条、第百十二条第一項、第百三十五条、第百四十条第二項、第百四十一条第 三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十四条、第七十四条、第七十五条 第六号まで、第三条第一項各号列記以外の部分、第十七条、第二十一条、第二十七条第一項、第 合会役職員」、 金給付」、 末手当等」、 第四章 給付 主務大臣をいう。 一 厚生年金保険経理 三 同上] [第一章~第三章 「組合員」、 (定義) [第四章の二~第六章 (経理単位の余裕金) (資金の運用) 第二節 短期給付 同上 第三節 [第一節 同上] 同上 「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連 同上 「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、 「受給権者」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、 「任意継続組合員」又は「主務大臣」とは、それぞれ法第二条第一項第一号から 同上 継続長期組合員、組合役職員若しくは連合会役職員、任意継続組合員又は 受給権者、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、 (第百四条―第百十九条の五) 同上 年四・二パーセント 改 正 前 退職等年金給付、

4 第百一条の二 組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬定時決定基礎届の提出を当該組合員の 第九十六条 組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を|第九十六条 第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養 [2 略] 2 略 [2·3 略] 改定するものとする 項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、 給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。 除き組合員証を添えて、次に掲げる事項を記載した組合員証等再交付申請書を組合に提出しなけ 限る。)を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療 養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に 者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組 貸付金に係る利率は、当該各号に定める利率を下回ることができない。 きる。この場合において、当該余裕金が次の各号に掲げる経理に属するものであるときは、当該 転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。 ればならない。 の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原 合員は、遅滞なく、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶 三・三 略 [二・三 略] 三略 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・ 三~五 略] [二~五 略] 組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事 [二·三 略] (標準報酬の決定等 組合は、法第四十三条第十二項の申出並びに同項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」 (組合員証の亡失等) (被扶養者の申告) 厚生年金保険経理 組合員の氏名、生年月日、 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。 年四・〇パーセント 性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 標準報酬を 3 第百一条の二 [同上] 第九十四条 2 3 同上 [2 同上] [2 同上] 三・三 同上 一 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号 三~五 同上 三同上 三~五 同上] 三・三 同上] 三・三 同上 (標準報酬の決定等) 組合員の氏名、 (組合員証の亡失等) 組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号 (被扶養者の申告) 厚生年金保険経理 組合員の氏名、 同上 同上 組合員の氏名、 同上 同上 同上 生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの 生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの 生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの 年四・二パーセント

のる事項を記載した損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。 事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとするなではよる損害の届出) のおり、又は個人番号	(第一号の二に掲げる事項において同じ。)に提出しなければならない。 に第百六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。 に第百六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。 (第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けよう に第百六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。 (第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けよう	とり給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項5組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの	原準明末手当等の領を記載した標準期末手当等の額決定基礎届の提出を当該組 性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの 性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの	前産後木業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給幾期より受け、票準報酬を改定する。 等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。 「二~五 略」 「二~五 本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	[一~二 同上]	第百二条 [同上] (支払未済の給付) (支払未済の給付) 「2~8 同上] 「2~8 同上] 「1.三 同上] 「1.三 同上] 「1. 日) 「日) 「1. 日) 「1. 日) 「1. 日) 「1. 日) 「1. 日) 「1. 日) 「日) 「1. 日) 「日) 「日) 「1. 日) 「日) 「日) 「1. 日) 「日) 「1. 日) 「1. 日) 「日) 「1. 日) 「日) 「日) 「日) 「日) 「日) 「日) 「日) 「日) 「日)	第百一条の十 [同上] (標準期末手当等の額の決定)[6~12 同上] 「信~12 同上] 「日上] 「日上] 「日上] 「日本」 「日本」 「日本」 「日本」 「日本」 「日本」 「日本」 「日本」	5 [同上] 「同上] 相合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの一 組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

にあつては、基礎年金番号)又は個人番号一の二 組合員証の組合員等記号・番号 (厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合

三~四 略]

(療養の給付等)

の限りでない。 のとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該 方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該 方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等に組合 具証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処 ときば、組合員証又は処 の限りでない。

(令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等)

第百四条の二 [略]

\_ 略

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

三~五 略]

(薬剤の支給)

受けた上、これを当該薬局に提出しなければならない。
に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を第百六条 法第五十七条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

(同条第三項に規定する限度額適用・標準負担額を控除した金額に相当する金額を入院時食事療養費として組合員に支給することができる。 (同条第三項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。次項第九号及び第百六条の五の三において同じ。)を法第五十七条第一項に規定する医療機関に提出しなければならない場別でする食事療養標準負担額をいう。以下同じ。)を支払つた場合において、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないと認めたときは、当該食事療養標準負担額(法第五十七条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。)を支払つた場合において、組合がその提出しなかつたことができる。 額に相当する金額を入院時食事療養費として組合員に支給することができる。 額に相当する金額を入院時食事療養費として組合員に支給することができる。

ては、基礎年金番号)又は個人番号 一の二 組合員証の記号及び番号 (厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつ

三~四 同上

(療養の給付)

より、提出することができない場合には、この限りでない。証を添えて)当該医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情に証を(その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者第百四条 法第五十七条第一項に規定する医療機関から療養の給付を受けようとする者は、組合員

者証を当該医療機関に提出しなければならない。 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、組合員証又は高齢受給

(令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等)

第百四条の二 [同上]

- 同上

[一同上]

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

三~五 同上]

(薬剤の支給)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

(食事療養標準負担額の減額に関する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受ける場合において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受ける原機関において診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師から処方箋の交付を受ける事が表第五十七条第一項に規定する薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項に規定

第百六条の五 組合員が、限度額適用・標準負担減額認定証(第百十条の六第三項に規定する限度第百六条の五 組合員が、限度額適用・標準負担減額認定証をいう。次項第九号及び第百六条の五の三において同じ。)を法第五十七条第一項に規定する度療機関に提出しなかつたため減額されない食事療養標準負担額(法第五十七条第一項に規定する医療機関に提出しなかつたため減額されない食事療養標準負担額(法第五十七条第一項に規定する医療機関に提出しなかったため減額されない食事療養標準負担額(法第百六条の五 組合員が、限度額適用・標準負担減額認定証(第百十条の六第三項に規定する限度

2 第百七条 法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項 第百六条の五の三 第百六条の五の規定は、組合員が第百十条の六第六項の規定により限度額適 第百八条 2 第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでな という。)から指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十七条第一項に規定する電子資格確 2~4 略 第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 証を添えて提出するものとする。ただし、 組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、 載した療養費請求書を組合に提出しなければならない 合がその提出しなかつたことがやむを得ないものと認めた場合について準用する。この場合にお 合において、提出しなかつたため減額されない生活療養標準負担額を支払つた場合であつて、組 用・標準負担額減額認定証を法第五十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなければならない場 た入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない 認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。 二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 書」と読み替えるものとする。 いて、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは、「入院時生活療養費請求 [三~九 略] 三~八 略] (移送費) (訪問看護療養費) (生活療養標準負担額減額に関する特例) 前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載しし 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、 (保険外併用療養費) 略 限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかつた理由 法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」 当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項 指定訪問看護事業者に 組合員証に高齢受給者 第百七条 |第百八条||法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」 |第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が法第五十七条第一項各号に掲げる医療機 |第百六条の五の三||第百六条の五の規定は、組合員が限度額適用・標準負担額減額認定証を法第五 2 [2] 同上] [2~4 同上] [3 同上] 関又は薬局(以下 時生活療養費請求書」と読み替えるものとする。 者証を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない 者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、 第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて)当該指定訪問看護事業 という。)から指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証を(その者が法第五十七条第二項 二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは「入院 た場合であつて、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないものと認めた場合について準用 十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなかつたため減額されない生活療養標準負担額を支払つ 二 組合員証の記号及び番号又は個人番号 三~九 同上] 三~八 同上 [一同上] には、この限りでない。 (訪問看護療養費) (療養費) (生活療養標準負担額減額に関する特例 (移送費) 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、 (保険外併用療養費) 同上 限度額適用・標準負担減額認定証を提出しなかつた理由 同上 同上 「保険医療機関等」という。) から法第五十六条第二項第三号に規定する評価 遅滞なく、組合員証又は高齢受給 提出することができない場合

第百八条の二 法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる|第百八条の二

事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

略

二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

[2·3 略] [三~八 略]

(特別療養証明書)

第百九条 略

 $\frac{2}{3}$ 

るのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受 るのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合 の場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあ ける者で」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。 は「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第一項中「組合員証」とあ には埋葬を行つた者)」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるの び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。こ 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第一項、第百六条の五及

## (家族療養費)

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合につ 証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号 又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号ハ又は二」と、 いて準用する。この場合において、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者 「被扶養者で」と、 「被扶養者が」と、 「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号ハ又は二」と読み替えるものと 「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、 「組合員で」とあるのは 「組合員が」とあるのは

[2 略]

(家族訪問看護療養費)

第百十条の二 略

2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け 条第二項第一号ハ又はニ」と、 扶養者証」と、同条第二項中 三号」とあるのは「同号ハ又は二」と読み替えるものとする る場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被 「組合員被扶養者証」と、 「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九 「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、 「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、 「組合員証」とある 「同項第二号又は第

(月間の高額療養費の決定の請求等)

同上

同上

二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

三~八 同上

2 3 同上

(特別療養証明書)

第百九条 同上

同上]

| 4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条、第百六条の五及び第百 十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて)」とある 九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者(その者がない場合には埋葬を行 八条の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合におい 同条第二項中 の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて)」とあるのは「特別療養証明書を」と、 のは「特別療養証明書を」と、同条第二項中「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療 第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第一項中「組合員証を(その者が法第五 つた者)」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式 て、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百 養証明書」と、第百八条第一項中「組合員証を(その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号 「組合員証又は高齢受給者証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

(家族療養費)

|第百十条||第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合につ 号ハ又はニ」と読み替えるものとする。 扶養者証」と、 いて準用する。 この場合において、 「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第 第百四条及び第百六条中「組合員証」とあるのは 「組合員被

2 同上]

(家族訪問看護療養費)

第百十条の二 同上

| 2 第百八条第一項及び第二項の規定は、被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け 扶養者証」 る場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被 ハ又はニ」と、 同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものと 「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第百十条の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の二の規定に|第百十条の四 第百十条の四の三 令第二十三条の三の二第九項の規定による組合の認定(以下この条において 第百十条の四の二 令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定(以下この条において 2 6 [2·3 略] 2 • 規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療 第一項の組合の認定又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けている者を除 第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「給 次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書を組合に提出しなければならない。 より支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、 二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。) 合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。 ているものとみなす は、第百十条の五第一項の組合の認定又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受け 十三条の三の五第一項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者 養を除く。第百十条の五第六項及び第百十条の六第六項において同じ。)を受けたときの令第二 定訪問看護事業者から療養(食事療養及び生活療養並びに令第二十三条の三の二第一項第一号に く。)が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指 付」という。)の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、組合に申 合員)は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条 し出なければならない。 二 組合員証 (療養者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。) の組合員等記号・ 三・四 略 [三·四 略] 三~十二 略] 「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組 (特定疾病の認定) 「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組 の組合員等記号・番号又は個人番号 認定を受けた者(令第二十三条の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第百十条の五 (特定疾病給付対象療養に係る組合の認定) 番号又は個人番号 の組合員等記号・番号又は個人番号 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。) 略 第百十条の四の三 第百十条の四の二 7 [2:3] 同上] [2・3 同上] 二 組合員証 第一項又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けているものとみなす。 条の五第六項及び第百十条の六第六項において同じ。)を受けたときの令第二十三条の三の五第 はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百十 から療養(食事療養及び生活療養並びに令第二十三条の三の二第一項第一号に規定する組合員又 給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者 第一項又は第百十条の六第一項の申請に基づく組合の認定を受けている者を除く。)が特定疾病 三・四 同上] 三・四 同上 三~十二 同上] 認定を受けた者(令第二十三条の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第百十条の五 の記号及び番号又は個人番号 (特定疾病の認定) 項又は第三項から第五項までの規定の適用については、当該認定を受けた者は、第百十条の五 の記号及び番号又は個人番号 (特定疾病給付対象療養に係る組合の認定 は個人番号 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。 同上 同上 同上 同上 同上 (療養者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。) の記号及び番号又 同上 同上

の限りでない。 ばならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、こ 第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法により被扶養者であるこ との確認を受けるときを含む。)は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなけれ る者が、第百四条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき(第百十条 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとす。

5 7 略

(年間の高額療養費の決定の請求等)

第百十条の四の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三第一 じ。)(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合 項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようと する基準日組合員(令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同 に提出しなければならない。

組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

[二~五 略]

[2~5 略]

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第百十条の四の五 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の三第二|第百十条の四の五 合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、こ 者をいう。以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を組 給を受けようとする者(令第二十三条の三の三第二項から第七項までに規定する組合員であつた 項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支 の限りでない。

組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

三
三
五
略

[2 略]

は、この限りでない。 を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合に該当するとき 組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書 3

組合員証の組合員等記号・番号

[二~六 略]

4 5 略]

(限度額適用の認定等)

第百十条の五 若しくは第三号ハ若しくはニ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含 十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行わ む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二 月額に基づき、 組合は、 令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ 次条第一項の規定による認定を受けている場合を除き、組合員の標準報酬

> うとするときは、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただ Ļ 認定を受けた者は、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けよ 緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

[5~7 同上]

(年間の高額療養費の決定の請求等)

第百十条の四の四 同上

組合員証の記号及び番号又は個人番号

三~五 同上]

[2~5 同上]

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

同上

組合員証の記号及び番号又は個人番号

三~五 同上]

[2 同上]

同上

組合員証の記号及び番号

三~六 同上]

(限度額適用の認定)

[4・5 同上]

|第百十条の五||令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若 れるものに限る。) (以下この条において「認定」という。) を受けようとする者 (その者が被 む。)の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第一 しくは第三号ハ若しくはニ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含 十三条の三の四第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行わ

3 2 兀 度額適用認定証を組合に返納しなければならない 条第一項の規定による認定を受けるに至つたときは、 れるものに限る。)を行わなければならない。 の三の四第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号から第四号まで、同条第三項第三号若 るときは、その者を扶養する組合員)に交付しなければならない。 別紙様式第二十五号による限度額適用認定証を作成し、認定を受けた者(その者が被扶養者であ ばならない。 しくは第四号又は同条第四項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することを証明する書類を る組合員)から次に掲げる事項を記載した限度額適用認定証交付申請書の提出があつたときは、 添付しなければならない □〜三 略 [削る] 削る [削る] [削る] [削る] 組合は、 三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項 第一項の規定による認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限 前項の限度額適用認定証交付申請書には、 げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十 含む。)の組合員等記号・番号又は個人番号 くは第四号のいずれかに該当する旨 条第二項第一号から第四号まで、 組合員証(前項の規定による認定を受けた者が被扶養者であるときは、 組合員の氏名 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲 前項の規定による認定を受けた者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、 前項の規定による認定を受けた者の入院期間 前項の規定による認定を受けた者の氏名及び生年月日 所属機関の名称及び所在地 第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。 一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたと 前項の規定による認定を受けた者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養す 同条第三項第三号若しくは第四号又は同条第四項第三号若し 第一項の規定による認定を受けた者が令第二十三条 ただし この項の規定による認定を取り消さなけれ この項の規定による認定を受けた者が次 組合員被扶養者証を 4 3 2 出しなければならない。 合に返納しなければならない。 で、 □〜三 同上] 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用認定証を組 の記号及び番号又は個人番号 に該当する旨 認定を受けようとする者の入院期間 所属機関の名称及び所在地 組合員の氏名

扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)は、 次に掲げる事項を記載した書類を組合に提

- 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。
- 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日
- 号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四号のいずれか 認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号まで、第二項第
- 号のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第一号から第四号ま 第二項第一号から第四号まで、第三項第三号若しくは第四号又は第四項第三号若しくは第四

きは、その者を扶養する組合員)に交付しなければならない。 よる限度額適用認定証を作成し、有効期限を定め、認定を受けた者(その者が被扶養者であると 組合は、前二項の規定による書類の提出に基づき認定を行つたときは、別紙様式第二十五号に

げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第一号ロに掲げる者が令第二十 第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたと き、令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に 三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項 令第二十三条の三の五第一項第一号イに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第一号に掲

令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に

該区分に該当しなくなつたとき 掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までの 令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三 項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたと 掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二 いずれかに掲げる区分に該当していることにつき第一項の規定による認定を受けている者が当 十三条の三の四第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一 令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第三号に

略

七 略

5

略」

の他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。 定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急そ とする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員で 等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認 する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関 あることの確認を受ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項 に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定 第一項の規定による認定を受け、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けよう

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十条の六 令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ 定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定(令第二十三条の三 養する組合員)は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。 若しくは第四号ロ(これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。)の規 いて単に「認定」という。)を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶 の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(以下この条にお

二 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。) の組合員等記号・番号又は個人番号

三~六 略]

2 5

養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護 第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶 ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は 条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受 認定を受け、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四

> なつたとき の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第一号から第四号までの 令第二十三条の三の四第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三 掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が き、令第二十三条の三の五第一項第三号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第三号に 項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたと 掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ハに掲げる者が令第二 十三条の三の四第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一 いずれかに掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなく

五. 同上

六 同上

5 同上

6 でない。 い。ただし、 は、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならな 認定を受けた者は、 緊急その他やむを得ない事情により、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするとき 提出することができない場合には、 この限り

同上

7

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十条の六 同上

同上

の記号及び番号又は個人番号 組合員証(認定を受けようとする者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。

三~六 同上

[2~5 同上]

6 い。 だし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでな は、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。た 認定を受けた者は、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするとき

第百十一条 法第六十三条の規定により出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に 第百十条の八 法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者(令 第百十条の八 第百十条の七 第百十二条 7 2 略 2 6 あつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出し 証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者に 明書を添えて、組合に提出しなければならない。 [3~5 略] 申請者に交付しなければならない。ただし、 より、提出することができない場合には、この限りでない。 等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、 する者は、次に掲げる事項を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可 掲げる事項を記載した出産費請求書又は家族出産費請求書に出産についての医師又は助産師の証 第二十三条の三の六第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下 合に提出しなければならない。 る基準日組合員をいう。以下この条において同じ。) は、次に掲げる事項を記載した申請書を組 事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関 なければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は 合に該当するときは、この限りでない。 この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなけ ればならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。 三~五 略] 三~五 略] 三~六 略 三分四 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を (高額介護合算療養費の決定の請求等) (埋葬料及び家族埋葬料) (出産費及び家族出産費) (高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等) 員等記号・番号又は個人番号 組合員証の組合員等記号・番号 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 組合員証(家族出産費の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようと 略 申請者(法第六十二条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとす 前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場 緊急その他やむを得ない事情に 第百十二条 第百十一条 第百十条の七 2 7 [2 同上] [2~6 同上] [3~5 同上] 一組合員証の記号及び番号 三~四 同上] 三一一六 同上] 三~五 同上 三~五 同上 (埋葬料及び家族埋葬料) 組合員証(家族出産費の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号 (出産費及び家族出産費) (高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等) (高額介護合算療養費の決定の請求等) 及び番号又は個人番号 組合員証の記号及び番号又は個人番号 組合員証の記号及び番号又は個人番号 同上 同上 同上 同上 同上 同上

[2 略] [三〜五 略] 二 組合員証の組合員等記号・番号	[一略]	た災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。	第百十七条 法第七十三条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項	(災害見舞金)	[2 略]	[三~五 略]	員等記号・番号	又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合	二 組合員証 (組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、	[一略]	掲げる事項を記載した弔慰金請求書又は家族弔慰金請求書を組合に提出しなければならない。	第百十六条 法第七十二条の規定により弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に	(	[三•四 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一 略]	て、組合に提出しなければならない。	した介護休業手当金変更請求書に、介護休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添え	3 第一項の請求に係る介護休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載	[2 略]	[三~七 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一略]	は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。	第百十五条の四 法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者	[4 略]	[三•四 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一略]	て、組合に提出しなければならない。	した育児休業手当金変更請求書に、育児休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添え	3 第一項の請求に係る育児休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載	[2 略]	[三~八 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号
[2 同上] [三〜五 同上] 二 組合員証の記号及び番号			第百十七条 「同上」	(災害見舞金)	[2 同上]	[三~五 同上]	及び番号	又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号	二 組合員証(組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、	[一 同上]		第百十六条 [同上]	(弔慰金及び家族弔慰金)	[三・四 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[一 同上]			3 [同上]	[2 同上]	[三~七 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[一 同上]		第百十五条の四 [同上]	[4 同上]	[三・四 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[一 同上]			3 [同上]	[2 同上]	[三~八 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号

第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。)、第一等四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第三号のに限る。以下この款において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)に係る請保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七末、届出その他の行為については、厚生年金保険法が、昭和二十九年厚生省令第三十六条、第百二十五条第三号及び第第百二十条。この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等に 第百二十条第五二十条	前求等)	是共力のことができる。 是共力のことができる。 はいて同じ。)により 法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百二十六条第二項において同じ。)により 当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方 員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する	第百十九条の六 組合は、法第百十二条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合 [新設] (療養の給付等に関する記録の提供)		人番号 一組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個 二 組[一 略]	きは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならな	第百十九条の四 組合員は、組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当し 第百十九条の四[三 略]	一 組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の組合員等記号・番号又は個  二 組[一 略]	\(\frac{1}{2}\)	において同じ。)が介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第一項に該当した  第百十九条の三 組合員は 組合員又はその被扶養者(匹十歳以上六十五歳末満の者に限る。次条 第百十九条の三		略] [2 同	[二·三 略] [二·三	等記号・番号又は個人番号 び番組合員証(認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の組合員 ロ 組	なければならない。 第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出し 第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出し第百十九条の二 第一十九条の二 組合員は、組合員又はその被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条 第百十九条の二
-条 [同上]	(厚生年金保険給付の請求等)			同上]	組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号同上]	,	兄条の四 [同上] 同上] 同上]	組合員証(被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。)の記号及び番号又は個人番号同上]		条の三 [同上]	_	同上]	三 同上]	び番号又は個人番号 組合員証(認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。)の記号及	7条の二 [同上]

略 の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会)」とするほか、次の表 職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会 除く。)及び第三節の二、第三章の二(第七十八条の十を除く。)並びに第三章の三(第七十八 第七十条の二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を 並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第三号 及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市 条の十八を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第 ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、 二節(第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項 第五十三条第 第三十七条第二項第二 第三十七条第一項 号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、 略 項 二号 定により機構保存本 法第三十条の九の規 大臣が住民基本台帳 受給権者(厚生労働 十日以内に 者を除く。) 受けることができる 定により機構保存本 法第三十条の九の規 受給権者(厚生労働 人確認情報の提供を 大臣が住民基本台帳 略 略 籍の抄本 /確認情報の提供を 受給権者 受給権者 報の提供を受けることができないと 戸籍の抄本。ただし、組合が住民基 速やかに きに限る。 受給権者に係る機構保存本人確認情 本台帳法第三十条の九の規定により 略 略

	, ,			;
第五十三条第一項	[上回]		第三十七条第一項	[同书]
人確認情報の提供を大臣が住民基本台帳大臣が住民基本台帳大臣が住民基本台帳	[匝斗]	大臣が住民基本台帳大臣が住民基本台帳十日以内に	受給権者(厚生労働	[同上]
受給権者	[同上]	速 か に	受給権者	[厄斗]

 第 <u>「</u> . 一 こ 百 <sub>(</sub> 2					,			
[2 略] 「三十一条 法第七十九条第一 ことによつて行うものとする。 一 申出者の氏名、生年月日、	[略]	第七十条第二項第二号		第七十条第一項	[略]	第五十三条第二項第二号		
住所、個人番ー項の申出は、	[略]	戸籍の抄本その他の 戸籍の抄本その他の	十日以内に	受給権者(厚生労働 受給権者(厚生労働 大臣が住民基本台帳 大臣が住民基本台帳 大臣が住民基本台帳 大臣が住民基本台帳 大確認情報の提供を ファイス とができる おを除く。)	[略]	戸籍の抄本	十日以内に	者を除く。) 一番を除く。)
番号	[略]	氏名の変更に関する市町村長の証明氏名の変更に関する市町村長の証明まないときに限る。	速やかに	受給権者	[略]	きに限る。とができないと報の提供を受けることができないと受給権者に係る機構保存本人確認情を治帳法第三十条の九の規定によりを指の抄本。ただし、組合が住民基戸籍の抄本。	速やかに	
<u>්</u> ව					'			
一 第 <u>2</u> 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三				. <u></u> 第				
一 申出者の氏名、生年月日、(三歳に満たない子を養育する(三歳に満たない子を養育する)	[同上]			第七十条第一項	[同上]			
○組合員等の給付算定基	[同上]		十日以内に	受給権者(厚生労働 受給権者(厚生労働 大臣が住民基本台帳 大臣が住民基本台帳 大田が住民基本台帳 大田が住民基本台帳 大田が住民基本台帳 大確認情報の提供を とができる	[同上]		十日以内に	者を除く。) できる
生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号]]	[同斗]		速やかに	受給権者	[同上]		速やかに	

(法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)	[4 略]	[三•四 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一 略]	除変更申出書を組合に提出しなければならない。	産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免	3 法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前	[2 略]	[三~六 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号		記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。	第百六十四条の六  法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次	産	[4 略]	三・四 略	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一略]	始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。	休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開	又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記	3 法第百十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、	[2 略]	三~五 略]	二 組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号	[一略]	し	第百六十四条の三 法第百十四条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲	(育児休業期間中の掛金の免除の申出)	[三~五 略]	二 個人番号又は基礎年金番号及び組合員証の組合員等記号・番号		つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。 3 沿第七十九条第一項の申出をした者に 同項第三号から第六号まてのいすれかに該当するに至	1977 はが等一重)目目が、これは、2 略」	
	[4 同上]	[三·四 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[1 同上]			3 [同上]	[2 同上]	三~六 同上	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[一 同上]		第百六十四条の六 「司上」	産	[4 同上]	三•四 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号	[一 同上]				3 [同上]	[2 同上]	[三~五 同上]	二 組合員証の記号及び番号又は個人番号			第百六十四条の三 [同上]	(育児休業期間中の掛金の免除の申出)	[三~五 同上]	二 個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号	[一 同上]	3 [	2	

第百六十五条の二 法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者と

主務大臣

- 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関
- 社会保険診療報酬支払基金

組合員の給与支給機関

- 国民健康保険団体連合会
- 保険医療機関等 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
- 法第五十八条第一項に規定する診療、 診療所、薬局その他の療養機関 手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病
- 都道府県知事 指定訪問看護事業者
- 日本年金機構 市町村長
- 地方公務員災害補償基金
- る場合とする。 法第百四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す 医療保険者(組合を除く。)が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する
- 医療保険各法(法を除く。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該 事業に関連する事務を行う場合 組合(市町村連合会を含む。次号において同じ。)から委託を受けた者が、当該委託を受け
- 委託を受けた組合(組合から委託を受けた者を含む。)に対する請求その他の行為を行う場合 た法第百十二条第一項各号及び法第百十二条の二第一項に規定する事業に関連する事務を行う 組合員の同意を得た者又は組合員から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該
- を受けた者が、当該事務を行う場合 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任

法律第百十一号)第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場

国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年

- 号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。)を行う場合 四年法律第百九十二号)第十五条第一項第五号ハに掲げる業務または同号へに掲げる業務(同 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十
- 定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合 十八号)第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (平成二十九年法律第1
- 八 第四号から前号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該

[新設]

からハまでに定めるものを行う場合

- の企画及び立案に関する調査 | 国の行政機関(前項に掲げる者を除く。) | 適正な保健医療サービスの提供に資する施策
- 防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

  「大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体」疾病の原因並びに疾病の予
- | 康診断を実施する場合 | 五十七号) 第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健力 | 法第百十二条の二第一項に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第
- 第八十九号)第二条第一項各号に掲げる事務を行う場合十一社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律
- 法律第四号)第十一条の規定により医療費を支給する場合十一 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年

(船員組合員の療養の給付等)

第百七十二条

法第百四十四条の二十八第四項に規定する検査証票は、別紙様式第三十八号によ

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三 のは「船員組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被 条の四第一項、 第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項並びに第百十条の 第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合にお 十六条の規定により、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十三条(第四項を除 扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第百十条第一項及び第百 六第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第百四条第一項及び第二項並びに第百 く。)、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、 あるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。 十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、 八条第二項中 いて、第百四条第一項及び第二項、第百六条の五第二項、第百七条第一項、第百八条第一項及び 「組合員が」 「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第百四条第二項及び第百八条第二項 第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とある とあるのは「船員組合員が」と、第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十 「被扶養者で」と

(検査証票)

あ。 第百七十二条 法第百四十四条の二十八第三項に規定する検査証票は、別紙様式第三十八号によ

(船員組合員の療養の給付等)

第百七十七条 第百四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第百三組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証」と、第百十条の四の三第一項及び第百十条の四の三第一項及び第百十条の四の三第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の四第一項、第百十条の四第一項及び第百十条の五第二項、第百十条の二第二項及び第百十条の二第二項及び第二項及び第百十条の二第二項及び第二項及び第三十条の一項を除者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員証及び船員組合員では、船員組合員では、部国組合員では、部国組合員を決定、第四条から第百十条の六までの規定は、船員組合員では、部国組合員では、第四項を除るのは「船員組合員組合員を対象を表記」と読み替えるものとする。

、船員組合員の一部負担金の額等の返還

第百七十八条 [同上]

第百七十八条

(船員組合員の一部負担金の額等の返還)

償に相当する入院時食事療養費に係る療養、当該療養補償に相当する入院時生活療養費に係る療

の規定により、船員法第八十九条第二項に規定する療養補償に相当する療養の給付、当該療養補

船員組合員は、法第百三十六条の規定によりその例によることとされる船員保険法

療養費に係る指定訪問看護を受けた場合において、船員保険法第六十六条の規定の例により、同養、当該療養補償に相当する保険外併用療養費に係る療養又は当該療養補償に相当する訪問看護

- 21 -

う。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した船員組合員一部負担金等返還 支給される金額に相当する金額を控除した金額(以下この条において「一部負担金等」とい 法第五十五条第一項若しくは第六十条第二項の規定の例により負担した一部負担金の額、同法第 請求書に、船員組合員証を添えて、組合に提出しなければならない 定の例により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として 第六十四条第二項の規定の例により控除された額に相当する金額又は同法第六十五条第四項の規 要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額、 生活療養標準負担額、同法第六十三条第二項の規定の例により算定した費用の額からその療養に 六十一条第二項の規定の例による食事療養標準負担額、同法第六十二条第二項の規定の例による 、同法

一

二 船員組合員証の組合員等記号・番号

三~八 略

[2·3 略]

(任意継続組合員となるための申出)

第百八十二条 令第四十六条第一項第五号に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとす

第百八十四条 (任意継続組合員証等)

一 退職のときの組合員証及び組合員被扶養者証の組合員等記号・番号又は個人番号

2 令第四十六条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、任意継続組合員証及び任意継

続組合員被扶養者証の組合員等記号・番号とする

第百八十四条の二 法第百四十四条の二第三項の規定により前納された任意継続掛金について令第|第百八十四条の二 四十九条の六第一項の規定によりその還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した (前納された任意継続掛金の還付の手続

書類を、当該任意継続掛金が前納された組合に提出しなければならない。

一 任意継続組合員であつた者の氏名及び任意継続組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

三~五 略]

(任意継続組合員の療養の給付等)

第百八十四条の二の二 第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養 条の四の三第一項並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」 百七条第一項、第百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十 者について準用する。この場合において、第百四条第一項及び第二項、第百六条の五第二項、第 員で」と、第百四条第二項及び第百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」 第百四条第一項及び第二項並びに第百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合

二 同上

二 船員組合員証の記号及び番号

三~八 同上

[2・3 同上]

(任意継続組合員となるための申出

第百八十二条 同上

同上

一 退職のときの組合員証及び組合員被扶養者証の記号及び番号又は個人番号

(任意継続組合員証等)

第百八十四条

| 2 | 令第四十六条第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、 続組合員被扶養者証の記号及び番号とする 任意継続組合員証及び任意継

3 同上

(前納された任意継続掛金の還付の手続)

同上

同上

二 任意継続組合員であつた者の氏名並びに任意継続組合員証の記号及び番号又は個人番号

三~五 同上]

(任意継続組合員の療養の給付等)

|第百八十四条の二の二 第百四条から第百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養 項中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第二項及び第 項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び第百十条の六第一 並びに第百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第百十条第一 百八条第一項及び第二項、第百八条の二第一項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項 者について準用する。この場合において、第百四条、 第百六条の五第二項、第百七条第一項、第

第百十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第百 が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、 証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第百十条第 十条第二項及び第百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員 第百十条第一項、第百十条の二第二項、第百十条の四第一項、第百十条の四の三第一項及び 一項及び第百十条の二第二項中「被扶養者 「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合

員の被扶養者で」と読み替えるものとする (電子情報処理組織による申請等

第百八十七条 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技 員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合 用法」という。)第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職 術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活 行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第百八十九条第一項において

2 • 附 則 略

(地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例)

第一条の二 略

2 略

3 組合積立金」と、同条中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、 金」と、第八十三条の三の見出し中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付 給付」と、第七十二条第三項中「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年 理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と、第十二条第二項及び第十三条第一 期経理について準用する。この場合において、第七条第一項及び第二項中「及び退職等年金経 付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と読み替えるものとする。 金経理の退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期経理の経過的長期給付組合積立 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合」とあるのは「経過的長期経理における 項中「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは の二まで並びに第八十五条から第八十八条までを除く。)の規定は、第一項に規定する経過的長 「地方の組合の経過的長期給付事業」と、第二十五条第五号中「退職等年金経理における給付、 第二章第二節(第六条、第七条の二、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十四 第五十八条第一項及び第二項、第六十九条から第七十一条まで、 第七十三条から第八十三条 「退職等年金給 3

の規定は、第四項に規定する経過的長期預託金管理経理について準用する。この場合において、 び第二項、 第二章第二節 第七十三条から第八十三条の三まで並びに第八十五条から第八十八条までを除く。 (第六条から第七条の二まで、第十二条第 第六十九条から第七十一条まで、 一項、第十二条の二、第十二条の三、 第七十二条第一項及

4 5

合員被扶養者証」と読み替えるものとする。 百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組

(電子情報処理組織による申請等)

|第百八十七条||法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技 行う場合には、電子情報処理組織(組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電 同じ。)に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第百八十九条第一項において 員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合 用法」という。)第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により組合(指定都市職 術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活 気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。 を使用して行うことができる。

 $\frac{2}{3}$ 同上

則

(地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例

第一条の二 同上

同上

的長期給付組合積立金」と読み替えるものとする。 年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と、 中「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過的長期給付組合積立金」と、同条中「退職等 立金」とあるのは「経過的長期経理の経過的長期給付組合積立金」と、第八十三条の三の見出し 等の額と掛金との割合」とあるのは「経過的長期経理における給付」と、第七十二条第三項中 業」と、第二十五条第五号中「退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当 は「経過的長期経理」と、「退職等年金給付事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事 理及び経過的長期経理」と、第十二条第二項及び第十三条第一項中「退職等年金経理」とあるの 場合において、第七条第一項及び第二項中「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経 第三項及び第八十三条の三の規定は、第一項に規定する経過的長期経理について準用する。この 「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積 第七条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第二十五条第五号、第七十二条 「退職等年金給付組合積立金」とあるのは「経過

 $\frac{1}{5}$ 同上

6 事業」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付事業」と、第二十五条第七号中「退職等年金預 期預託金管理経理について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条第一項中 「退職等年金預託金管理経理」とあるのは「経過的長期預託金管理経理」と、 第十二条第二項 第十三条第一項及び第二十五条第七号の規定は、第四項に規定する経過的 「退職等年金給付

(経過的長期給付組合積立金等資金に係る資金運用の特例等)

第一条の三 第十二条の二及び第十二条の三の規定は、経過的長期給付組合積立金等資金(被用者 年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済 組合積立金等資金をいう。)について準用する。この場合において、 部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関 組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一 の二第一項に規定する経過的長期給付組合積立金等資金をいう。)」と読み替えるものとする。 規定する退職等年金給付組合積立金等資金をいう。)」とあるのは「経過的長期給付組合積立金 保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法によ 改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 条の二第二項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 百四十七条第一項の規定により読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過的長期給付 する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。)第 六条の二第二項」と、 十七年経過措置政令」という。) 第百四十七条第一項の規定により準用することとされた令第十 る長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成」 (資金の運用に関する特例 (平成二十七年経過措置政令第百四十七条第一項の規定により読み替えられた令第十六条 第十二条の三中「退職等年金給付組合積立金等資金(令第十六条第一項に 第十二条の二中「令第十六 0)

する。 する。 対の過程を通用が出来の 対の場合では、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定を適用 下」とあるのは、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項中「年四・○パーセン間(次条において「特例期間」という。)においては、第十二条第二項中「年四・○パーセント間(次条におり財務)を下回つている間(次条におり間が十年の預託金に係るものに限る。)が年四・○パーセントを下回つている別三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定する。

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

託金管理経理」とあるのは「経過的長期預託金管理経理」と読み替えるものとする。

(経過的長期給付組合積立金等資金に係る資金運用の特例)

第一条の三 第十二条の三の規定は、経過的長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律のが見いたのにより読み替えられた令第十六条の二第一項に規定する経過的長期給付組合積立金等資金(令第十六条第一項に規定する退職等年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための同一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための同一年を保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一元化等を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るための同学を図るといるに対しているに対しまするに対しているに対しているに対しまするに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対している

(資金の運用に関する特例)

第三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務下」とあるのは、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務下」とあるのは、「財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第二項中「年四・二パーセン間(次条において「特例期間」という。)においては、第十二条第二項中「年四・二パーセン間(次条において「特例期間」という。)においては、第十二条第三項の規定により財務大臣が定第三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定第三条の二 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第三項の規定により財務大臣が定

(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第二十七条 [同上]

の二第一項第六号の二第一項第六号	の六に規定する年金であ がて準用する法第八十一 条第七項に規定する退職 いて準用する法第八十一 は第九十二条第四項にお は第二十五条 の六に規定する退職	[略] [略]	の二第一項第六号の二第一項第六号	事 光	音が の記に出 日上
the Mr. are a shell of the	トで準用する法第八十一 条第七項に規定する退職 済年金又は令第二十五条 の六に規定する年金であ の六に規定する年金であ でに規定する年金であ る給付		の 二 第 一 項 第		Ø
				<del></del>	
	[略]	[略]	同上		同上
70歳以上 なった者	[略]	<b></b>	240		日上
	[	(空) [空]	1	、 70歳以上 なくなったこ	
	[	[26] [27] [28] [29] [29] [29] [29] [29] [29] [29] [29	_ 1 [ 題 <b></b>		
	[	[24] (後期高齢者医療の被保険者となつ者を含む。)に係る事項についての		중 M	
	[	[26] (後期高齢者医療の被保険者となつ者を含む。)に係る事項についての		중 K 가	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	[	[魯] (後期高齢者医療の被保険者となつ者を含む。)に係る事項についての			7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	[	[魯] [魯] (後期高齢者医療の被保険者となつ者を含む。)に係る事項についての			707 L
略] 略] 第38号 略] 略]	[	[26] [26] [26] [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27			7

		経常費用	大項目	普	Z E		[備考 略]	[表略]		第1号表の2	別表第1号表															
[略]	消食	[略]	+									_														
	費担		展		趖	資産、		理任	稅 相			(第2面)														
	税金				益及び	<u>厚</u> 負債及		月月																		
		[略]	小 項 目	方	利益及び損失勘定科目	生生を		只说从今是各型化作品	年年。																	
		[略]	大項目	黨	1 (損益計算書勘定科目)	<u>厚 生 年 余 保 険 経 理</u> 負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)			<b>7</b> □				(主務)	ものと解してはならない。	9	5 第一四	しなければならない。	す証明書を携帯し、関係人にこれを提示	又は検査をする場合には、その身分を示	4 当該耶	ができる。	帳簿書類その他の物件を検査させるこ	事業所に立ち入つて質問させ、	スパニュー   1   1   1   1   1   1   1   1   1	ると認めるに足りる相当の理由がある者	<ul><li>・ 大きないのでは、 単名の 単独に はいい、 単名の 単独に はいい は、 単名の 単独に はいい は、 単名の 単独に はいい はい はい</li></ul>
		[略]	-11		書勘定	経 理			は は は は は は は は は は は は は は は は は は は				(主務大臣等)	躍してご	ま、犯量	頁から3	Uばなら	書を携	性をすっ	当該職員は、	5°	質そのイ	に対か	沙里 强水	かめに に 1000	ひられ
			展		科目)	助定科目		1.电压必然及图片作日/	# } ***			(第		はならな	罪捜査(	<u>第一項から第三項まで</u> の質問又は検査	らない。	サン、一番	5場合(			也の物1	入って	技事な	正りる	宮 興西!
								F	5			(第3面)		ない。	りためい	までの		関係人!	こは、シ	<u>前三項</u> の規定により質問		牛を検る	質問され	1 周 円割 日割	はこの話は	つ規定し
		[略]	小 項	方											に認め	質問又		たいか	をの身	また。				岩 型路	理用が	. ~!
			Ш												られた	は検査		を提示	分を示	り質問		ところ	若しくは	いろは	ある者	回来というという。
										150	<u></u>															
		経常費用	大項目	借	K E H		[備考 同左]	[表 同左]		第1号表の2	別表第1号表															
[同左]	消	[字則]	-																							
ï	쏖	ï	屈		<u></u>	資産、		担任	符相			(第2面)														
	烧		Ш		益及び	<u>厚</u> 負債及		月月人				Ŭ														
		[同左]	小 項 目	方	利益及び損失勘定科目	生年などの資本勘点		只说从今是各型化作品	生 年																	
		[同左]	 大 項	麻	目(掲益計算書勘定科目)	<u>厚 生 年 余 保 険 経 理</u> 負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)			<b>7</b> □				[同左]	と解し	限は、	4 第一	しなけ	す証明	又は核	3 当歳						
			<u></u> ⊞		- 算書脚	<u>経</u> 昔対照3							:]	てはな	犯罪想	-項又/	ければな	引書を想	資性を心	核職員/						
		[同左]	項		定科目	<u>理</u> 表勘定和		1.电压必然处图光作日/	#			_		と解してはならない。	限は、犯罪捜査のために認められたもの	<u>第一項又は第二項の</u> 質問又は検査の権	しなければならない。	す証明書を携帯し、関係人にこれを提示	又は検査をする場合には、その身分を示	当該職員は、 <u>前二項</u> の規定により質問						
			ш		-	(目表		7 0 /	# 			(第3面)		0	ために	夏の質!	0	関係人	合には、	二項の						
		[同左]	小 項									i)			怒めの	間又は		人にこ	. 40	規定に						

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二	利益及O頂大劇を科 [表 略]	å ₽ #	[ [ [ [ [ [ [ ] ] ] ] ] ] [ [ ] ] ]
重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	1、《良址司·弗普姆/史科·日/	计中发 法 计计算	
は注記である。	利益及O項表例と作員、項金訂集音例と作員/ [表 同左]	化克雷斯 医骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨骨	[同左] [同左]

ら施行する。

この命令は、 令和二年十月一日から施行する。 ただし、 別表第1号表の改正規定は、 公布の日か